

## 下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」【改定版】

下関市PTA連合会  
下関市立小・中学校長会  
下関市教育委員会

下関市では、平成26年9月に「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を定め、平成30年10月の改定を経て、携帯電話等のトラブル防止及びネットトラブルの未然防止に努めてきました。

この度、文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知を受け、「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」の見直しに係る協議を行い、学校及び家庭におけるそれぞれの教育の場面での具体的な取組を示しました。

子どもたちが携帯電話等を安全に利用し、利用する際の危険から子どもたちを守るためには、学校と家庭との連携が必要です。

つきましては、本指針をもとに親子でよく話し合われ、取り組まれるようお願いいたします。

### 下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」【改定版】

#### 《 児童生徒・保護者の皆様へ 》

携帯電話等を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認・約束をし、管理をお願いします。

1. 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。使用目的やその必要性、危険性やトラブルについても親子で考える。
2. 適切な使用に関する約束を決める。
  - ・小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降使用しない。
  - ・人との会話中や食事中、勉強時間中は使用しない。
  - ・歩行中や自転車運転中は使用しない。
  - ・情報モラルを守る。ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を出さない。 など
3. 保護者も学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深め、学校と協力し、家庭でも指導を行う。



#### (学校における携帯電話等の取扱いについて)

原則、学校には持ち込むことができません。個別の状況に応じて、やむを得ない場合は、各学校へご相談ください。携帯電話等は、学校生活には直接必要のないものです。教育活動に支障をきたすことのないようご家庭でも指導をお願いします。

#### 《 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導について 》

学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

1. ネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲の低下等の危険性について
2. SNS等を利用したネット上のいじめや誹謗中傷について
3. 画像・映像・その他の個人情報の流出や拡散について など



※ 「携帯電話等」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。

※ 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。LINE、Twitter、Face book、Instagramなどがあります。

# — こどもたちをトラブルから守りましょう —

## 事例 1 ネット依存



世界保健機関 (WHO) がゲーム障害を疾病認定  
ゲーム障害 (Gaming disorder) とは……

1. ゲームをする時間をコントロールできない。
2. 日常の活動よりゲームを優先する。
3. ゲームによって問題が起きているにもかかわらずゲームを続ける。
4. 学業や仕事、家事などの日常生活に著しい支障がある。

上記の4項目のすべてが当てはまり、12ヶ月以上  
続く場合に「ゲーム障害」と診断

「食事中やトイレ、お風呂に入るときも携帯やスマホが離せなくなる」「メッセージにすぐ返信しないと嫌われてるのではないかと不安になる」「夜更かしなど生活リズムが乱れる」などの『ネット依存』の問題が広がっています。

## 事例 2 ゲームによる課金

## 事例 3 SNS やブログ・ 掲示板サイト等の問題

同級生 A さんの利用している SNS の ID とパスワードを聞き出した B さんは、A さんの ID とパスワードでログインしてパスワードを変更し、A さんになりすまして書き込みをした。

A さんが警察に相談して不正アクセスが発覚した。

不正アクセスや  
名誉毀損は罪に  
問われることも  
あります。



県教委作成啓発資料「大丈夫ですか?! 子どもの  
たちのケータイ・スマホ」より

C さんは、保護者からもらったスマートフォンを使用していた。

翌月、携帯電話料金が10万円をこえていた。

C さんが家の Wi-Fi につなげ、オンラインゲームアプリをインストールし、課金をしていた。

保護者は、消費生活センターに相談したが、取り消すことはできず、支払うことになった。



総務省 インターネットトラブル事例集より